

(2) 災害援護資金等の貸付

1) 災害援護資金

1 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害をうけた世帯であって、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上1人増すごとに加算	30万円
住居が滅失した場合	1,270万円未満

2 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000円
イ 住居の半壊	1,700,000円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000円
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000円
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000円
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000円
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000円
イ ②のウの場合	3,500,000円
ウ ③のイの場合	3,500,000円

3 貸付期間等

据置期間 3年（特別の場合5年）
償還期間 10年（据置期間を含む）
利率 年0～3%（市町村による・据置期間中は無利子）
償還方法 年賦、半年賦又は月賦（原則として元利均等償還）
保証人 市町村による

4 実施主体

市町村

5 費用区分

国 2/3 県・指定都市 1/3 市町村 0